

個人情報保護委員会（第102回）議事概要

- 1 日時：平成31年4月18日（木）10：30～11：10
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、熊澤委員、丹野委員、小川委員、中村委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員
福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、山崎参事官、三原参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：厚生労働省（職業安定行政業務に関する事務）の全項目評価書について

個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、厚生労働省の職員が会議に出席した。

厚生労働省から、職業安定行政業務に関する事務についての全項目評価書の概要について説明があった。

中村委員から「同一住所であって世帯が異なる者の特定個人情報については、システムにより即時削除されるとのことだが、即時というのは、住民票関係情報を取得したタイミングで削除される、という理解でよいか。また、削除については、システムで復元不可能とする等、どのように行うのかを伺いたい」旨の発言があった。

これに対し厚生労働省から「世帯が異なる者の特定個人情報については、同一世帯でない者と判明した時点で、システム上で即時消去される。また、一度削除された情報については、復元できないものとする」旨の発言があった。

嶋田委員長から「説明いただいた内容を始めとしたリスク対策について確実に実行するとともに、今後とも不断の見直しを行い、より良い体制整備に努めていただきたい。また、特定個人情報の取扱いに当たって、職員に対して実務に即した教育・研修を確実に実施していただきたい」旨の発言があった。

引き続き事務局から、本評価書について特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づく適合性及び妥当性の審査結果について説明を行った。

本評価書は承認され、厚生労働省に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等を通知することとなった。

- (2) 議題2：平成31年度個人情報保護委員会活動方針（案）について、事務局から、資料に基づき説明を行った。
熊澤委員から「平成31年度の活動方針（案）は前年度の取組をしっかりと

踏まえたものとなっている。英国のEU離脱後においても日本と英国の間で相互認証を維持するための準備がスムーズに進んだのは、これまでの関係構築の成果である。活動方針に従って、今後とも関係各国との協力関係を基に、相互に信頼性が確保された国際的なデータ流通の枠組み構築に向けて取り組んでいく必要がある」旨の発言があった。

丹野委員から「平成31年度活動方針（案）について、昨年度は苦情・相談について、説明や助言にとどまらずあっせんの実績を積み上げたことは非常に大きな成果である。消費者等からの意見を一元的に把握し、制度の検討に活かすことができるのは、監督権限が一元化されたことによる大きな効果である。個人の意見をタウンミーティングや相談ダイヤルを通じてきちんと吸い上げ、本年度最重要課題の1つである個人情報保護法の3年ごと見直しに活かしていくことが非常に大切である」旨の発言があった。

藤原委員から「一元的な監督機関の必要性については、法改正の前から法律の学会・学術関係者の間でも指摘されていたことである。実際に監督権限の一元化により、内外の活動において成果を上げてきたことは感慨深い。中長期的な課題とされていたことが、税・社会保障制度における個人番号の利用を契機として特定個人情報保護委員会が設置され、グローバルな時代の要請によって個人情報保護委員会として実現したわけである。この間、諸外国の政府との関係、外国企業との関係においても、当委員会が対話のカウンターパートであり、問題が生じたときの窓口であるということが明確になって、政策形成の面で成果を上げていると考えている。グローバルな時代・デジタル社会の中で、今後とも一元的な監督機関としての利点を活かした施策の検討や、消費者・国民に対する行政サービスの向上、機動的な監督に取り組んでまいりたい」旨の発言があった。

嶋田委員長から「3名の委員からも、活動方針に基づいてきちんと進めていくようにという御意見であった。委員会も2期目に入り、様々な活動を通じて組織として充実したように思う。今年度は個人情報保護法の見直しを始め、内外から期待される役割はますます大きくなっている。この活動方針に沿って成果に繋げていけるよう、活動を進めてまいりたい」旨の発言があった。

平成31年度個人情報保護委員会活動方針（案）について、原案のとおり決定された。

以上